

高齢事業部門

<p>外部環境の変化</p>	<p>介護保険事業においては、軽介護度者の生活支援部分が報酬からのぞかれる議論が続き、訪問介護やデイサービスにおける減収が懸念される。一方で、身体介護やリハビリ、中重度者向けの支援については増額の議論がされており、重大な既往歴のある利用者の支援体制の構築やQOLの維持向上をベースとしたADL・IADLへの働きかけができる体制構築が求められる。養護老人ホームにおいては、外部サービス利用型での介護保険利用者へのサービス提供が深化するごとに、現場における介護施設化が進み、養護老人ホームに期待される自立支援機能やケースワークの専門機能が薄まっている。介護度が増した時点で介護保険サービスに移行し、入居者は措置事業に集中することをマネジメントの基本的戦略に置くべきかと考えられる。独居や社会又は個人的な阻害要因を有する対象者に対して、介護と措置と自費のバランスを整理し直し、自治体や保険者と協議しながら事業全体のバランスを整え直す機会として捉えて経営戦略を構築する必要性を感じている。</p> <p>地域の状況としては、特別養護老人ホームの新規設置が増えたことに加え、民間企業などのサ高住が増え、1事業者当たりの入居待機者やショートステイなどの在宅サービスの利用対象者が激減しており、ご利用者の確保における集客活動の差別化や成約に結び付ける介護力の向上における差別化が必須となってきている。</p>
<p>ビジョン</p>	<p>個人の自立を尊重し、その方にあった居場所の創出。選択のできる最良の居場所づくりの為の様々なサポート体制の構築。</p> <p>地域の軽介護度者や介護療養病床で慢性期疾患を抱える社会的入院を続けている方と養護老人ホームにおいて状況が変化した入居者の方に対して、「在宅復帰支援住宅(仮称)」を設け居場所を創る。</p> <p>「在宅復帰支援住宅(仮称)」は、住宅セーフティネット法改定による「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」に基づいて住宅支援法人等の制度を活用した準備を検討・推進する。</p> <p>対象高齢者には、法人後見制度を活用して、財産管理や身上監護を実施していく。</p> <p>中長期的なご利用者集客率・成約率の維持と向上を図り、経営基盤の安定化を目指す。</p> <p>行政・関連機関・地域への発信・アプローチを行なう。</p>

